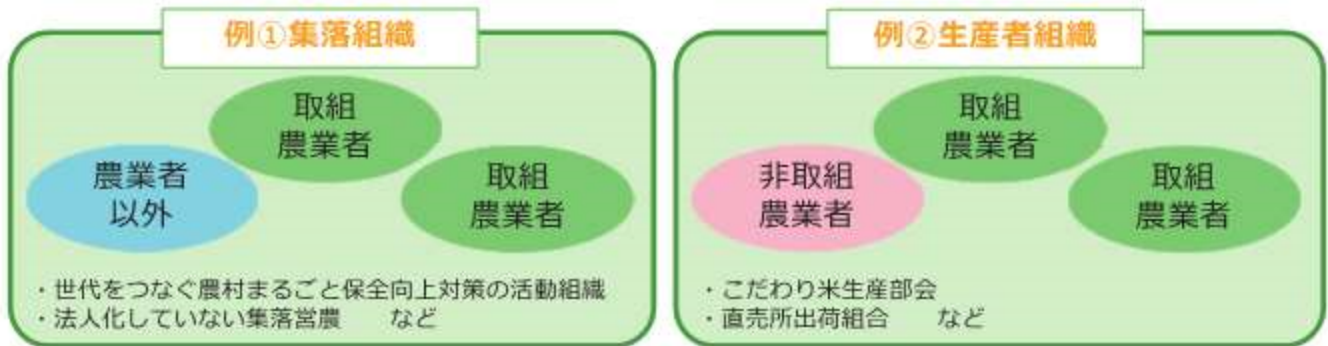


# I 支援対象者

販売を目的として生産を行う農業者等（以下の1または2の要件を満たす）が支援対象となります。

## 1 農業者の組織する団体

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む複数の農業者等で構成され、団体の規約と代表者を定め、口座を開設していることが必要です。



## 2 個人・法人

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は以下の①～③のいずれかを満たし、市町が特に認める場合に対象となります。

- ①対象活動の実施面積が、集落の耕地面積の概ね1/2以上、または当該市町における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2（12.9ha）以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）となる場合
- ②複数の農業者で構成される法人の場合（例：集落営農型法人など）
- ③他の農業者と連携して環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動：Ⅱ.2参照）を行う場合（ただし、令和5年度から1、2①、②のいずれかに移行することが必要）

# II 支援要件等

## 1 国際水準GAPの実施

国際水準GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、**①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理**の5つの項目に関する取組です。

指導や研修に基づく取組の実践で、認証取得を求めるものではありません。  
詳細は、担当窓口へお問い合わせください。

## 2 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）の実施

交付金を受けている農業者全員が、次のページの「環境保全型農業の技術向上に関する活動」、「環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動」等からいずれか1つ以上に取り組むことが必要です。

なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施します。

活動内容の選択メニュー((1)~(11)のいずれか1つ以上に取り組み)

- 環境保全型農業の技術向上に関する活動
  - (1) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
  - (2) 実証圃の設置等による環境保全型農業の実証・調査
  - (3) 先駆的農業者等による技術指導
  - (4) 環境保全型農業に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
  - (5) ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- 環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動
  - (6) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
  - (7) 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
- その他
  - (8) 耕作放棄地を復旧し、当該農地で環境保全型農業を実施
  - (9) 中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施
  - (10) 農業生産に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
  - (11) その他環境保全型農業の実施を推進する活動

(注) 検討会の開催、先進的取組ほ場への標示、農産物の販売促進に関する活動は選択メニューから除外されました。

## Ⅲ 環境こだわり農産物の生産

### 1 栽培基準

- ・ 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減
- ・ 「水田からの濁水の流出防止」、「周辺環境に配慮した農薬の使用」、「農業用使用済みプラスチックの適正処理」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を実践
- ・ 堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用
- ・ 農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を適正に使用（「滋賀県 農作物病害虫雑草除基準」で検索してください）

### 2 認証制度

- ・ 生産計画を農作物、作型等ごとに定める期間に県（農業農村振興事務所農産普及課）へ提出し、認定を受ける。
- ・ 生産計画に基づき栽培を行う（ほ場看板の設置、生産記録の記帳をあわせて実施）。
- ・ ほ場看板は播種または定植の10日前までに設置する。  
水稲、果樹、茶については遅くとも4月30日までに設置する。
- ・ 収穫前に農産物の認証申請を行い、生産記録の審査や現地確認の結果、適正であれば認証される。
- ・ 認証マークを表示して出荷・販売を行うことができる。
- ・ 販売が終われば実績報告（出荷販売記録、マーク管理台帳写しなどを提出）を行う。

詳細は最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください。

## 留意事項

(予算の配分・交付単価の減額)

- ・ 予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます。
- ・ 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります。

(その他)

- ・ 農業振興地域内の農地で行われる取組が交付金の対象となります。
- ・ 交付金は、取組面積に応じて交付されます。取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。
- ・ 中山間地域等直接支払制度に取り組みされている集落において、環境保全型農業直接支払交付金で取り組む行為（たとえばカバークロープ、冬期湛水管理、堆肥の施用など）を集落協定の「多面的機能の増進につながる活動」として選択している場合は、環境保全型農業直接支払交付金の申請はできません。ただし、集落協定の取組を変更すれば申請は可能となります。
- ・ 中山間地域においては、「推進活動」が免除される場合があります（詳しくはお問い合わせください）。